

## 診断書提出強要問題

# 不利益扱いが違法行為！ 年休は欠勤ではない！ これが労基署の見解だ！

藤枝駅長による組合員への診断書提出強要について3月23日、当該組合員と静岡地本組合員合わせて4名が静岡労働基準監督署に相談に行きました。

相談の内容は、組合員が年休で診断書を提出しないことで、藤枝駅長から「業務指示違反」を受けたことから、これが不利益扱いにされるかどうか、年休を欠勤とする会社の解釈は正当なものなのか等です。

労基署の監督員からは、「年休は労働者の権利であり、申込理由は必要ない（労基署としても各会社に申込事由欄の削除を指導している）ことから、診断書提出は必要ない。提出を強要する行為は、労基法39条違反に該当する。診断書提出をしなかったことを以て、賃金減額や処分等の不利益扱いにすることは違法行為である」と説明されました。

また、年休を欠勤とする会社の解釈については「（失笑しながら）こんなデタラメな解釈は無い。他の企業でもこのような解釈をするところはない。年休を使った労働者が皆勤手当を支給されなかったことで争った裁判では、労働者が勝った判例がある」と説明されました。

これで、JR東海の行為が法を無視した何ら根拠のないことがより鮮明になりました。全社員の皆さん、年休が付与された日に診断書を提出しなくてもいいんです。診断書の提出を強要されたら、会社の間違いを指摘しましょう。

**藤枝駅長及び静岡支社は「業務指示違反」を撤回し、組合員に謝罪せよ！**